

苦情・要望解決結果

しんあい保育園

令和5年6月

受付日	申出人・方法	苦情・要望	概要	対応
6/12	匿名 こえのはこ	苦情・ 要望	<p>(原文のまま)</p> <p>お世話になります。</p> <p>先日の雨天時の休園対応について、教えていただきたくお手紙を書かせていただきました。</p> <p>以前の経験では、大雨や洪水の「警報」がでた場合、休園やお迎えの要請とお知らせがあったかと思います。今回 6/9 は、朝の時点で大雨・洪水ともに「注意報」でした。また当日朝市役所に問い合わせた結果とのことですが、警戒レベル 3 は、沼津市の原則基準では「高齢者等避難」保育所等は「休所・閉鎖準備」保護者は「通園自粛」となっています。さらなる天候の悪化が懸念される場合は休園措置も妥当かと思いますが、当日は朝 6 時の時点で、時間と共に徐々に天気の見込みが回復する予報でした。</p> <p>このような状況で、休園にされたのはなぜでしょうか。せめて開園時間を遅らせるなどの対応は不可能だったのでしょうか。また、前日 6/8 の夕方 17:00 の時点ですでに注意報と警戒レベル 3 に達していました。同レベルで休園とするなら、前日の夕方一報を入れてほしかったです。</p> <p>しんあい保育園の周辺の保育園・こども園・幼稚園は通常通り開園されていたようです。学校も通常登校または時差登校だったようです。幼稚園などが開園していて保育園が閉園とは……。保護者</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>6/9 の休園にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>お迎えの要請、休園の基準については、令和 3 年に避難勧告から避難指示へ避難情報の周知方法が変わってからは、変更なくこの基準で対応しており、休園においての保育料と給食費の返還はありません。</p> <p>4)台風及び風水害の場合 (令和 5 年度 しおり P. 8 抜粋)</p> <p>沼津市より避難警戒レベル 3 (高齢者等避難) が発令された時は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育中…速やかにお迎えをお願いします。 ●登園前…午前 6 時の時点で避難警戒レベル 3 が発令された時は休園します。 <p>現在、この基準によって保育中はお迎えの要請、登園前は朝 6 時の時点で沼津市危機管理課に避難警戒レベル等の確認をしてから保護者の皆様へ、れんらくアプリで休園のお知らせを配信しております。</p> <p>前日の一報につきましては、今後は、配信していきたいと考えています。</p>

		<p>の職場でも理解しがたい状況だったかと思います。体調不良でもなく、私用でもなく、園の判断で休園とは保育料や給食費の返還にならないのでしょうか。</p> <p>前の週の大雨で大きな被害が出ていることは承知しておりますが、今回休園措置をとられた理由がわかりません。梅雨に入りこれから長雨や台風で心配は尽きないと思います。しかしその時その時の違う方針では仕事の段取りが十分にできません。条件によってもかわるかと思いますが、一定のラインを明示していただき、それから外れる場合は相当の理由を説明していただきたいです。</p>	<p>避難警戒レベル3 避難対象は、高齢者だけでなく、避難に時間を要する又は独力で避難できない人及び避難を支援する者とされています。当法人では、園児、保護者の皆様が避難対象になると考え、お迎えの依頼や休園とさせていただきます。</p> <p>地域によっては、発令されている注意報、警報、警戒レベル以上の状況であったり、急変したりすることもありますのでお迎えの際には十分注意してください。</p>
--	--	---	---